

平成30年9月18日

南相馬市農業委員会
9月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年9月18日(火)午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	欠	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男
鹿島区 北山 一郎
原町区 門馬 勝弘
原町区 木幡 栄

3. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 齋藤 ひとみ 主査 山本 将之
副主査 島 健太郎 主事 平田 幸子 農政課主査 佐藤 俊文

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 3 3 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 3 4 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 3 5 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 3 6 号 総務企画委員会の開催報告について
- 日程第 8 報告第 3 7 号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 9 報告第 3 8 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 1 0 報告第 3 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 1 1 議案第 9 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 2 議案第 9 4 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 3 議案第 9 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 1 4 議案第 9 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 5 議案第 9 7 号 農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願出について
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 9 8 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 9 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 100 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 9 議案第 101 号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 2 0 議案第 102 号 現況確認証明願について
- 日程第 2 1 議案第 103 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について
(市許可分)

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 ただいまより平成30年9月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
欠席通告者は、1番委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号18番牛渡隆夫委員、2番瀧澤昇司委員、3番武田幸俊委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。8月17日に、一般社団法人福島県農業会議第94回臨時総会が福島市の杉妻会館で開催され、定款の一部変更についてをはじめとする議案2件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第32号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第32号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。今回、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございました。内容につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第33号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの説明を求めます。

7番委員 報告第33号についてご説明いたします。去る8月24日午後1時20分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室において、申出者である公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第2課の担当者1名、推薦人、調整委員2名、事務局2名

の出席により開催いたしました。協議内容の所有権移転の手続についてですが、公社の担当者より、農地売買事業についてご説明いただき、推薦人についての聞き取りの後、価格についての協議となりました。申し出のあった農地については、納期限を10月25日とした場合、諸経費等を含め、1,358,695円、10a当たりになると358,306円となり、この価格を実際の販売価格としたいとの話がありました。その他かかる費用といたしまして、登録免許税が4,700円、不動産取得税が9,400円程となります。譲受人にこの価格で良いかと打診したところ、田2筆3,792㎡について1,358,695円で成立いたしました。この案件は議案第93号、20ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 　　次に、日程第5、報告第34号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の5番委員からの説明を求めます。

5番委員 　　報告第34号についてご説明いたします。去る8月24日午後1時50分より、南相馬市役所北庁舎2階の会議室において、申出者である公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第2課の担当者1名、推薦人、調整委員2名、事務局2名の出席により開催いたしました。協議内容の所有権移転の手続についてですが、公社の担当者より、農地売買事業について説明をいただき、推薦人についての聞き取りの後、価格についての協議となりました。申し出のあった農地については、納期限を10月25日とした場合、諸経費等を含め、3,328,147円、10a当たり、358,058円となり、この価格を実際の販売価格としたいとの話がありました。その他の経費として、登録免許税が11,400円、不動産取得税が22,800円ほどとなります。譲受人にこの価格でよろしいか打診したところ、田4筆9,295㎡について3,328,147円で成立いたしました。なお、この案件は議案第93号、20ページの農用地利用集積計画に記載してありますので、後ほどご審議方よろしく願います。以上です。

議長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第35号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員からの説明を求めます。

14番委員 報告第35号について、報告を説明いたします。去る8月24日午後2時45分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室において、申出人代理人、公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第2課担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容の所有権移転の手続き等についてですが、公社の担当者より、農地売買事業についての説明をいただきまして、申請人に対する聞き取りの後、価格について協議をいたしました。申し出のあった農地につきましては、10a当たり29万円で、公社が購入することになりました。売買代金は田2筆、1,766㎡で512,140円となり、公社手数料として1%の5,100円を差し引き、支払い額は507,040円となります。この件は議案第93号、20ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど協議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第36号総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

総務企画専門委員会委員長 総務企画専門委員会開催報告、1、開催日時、2、場所、3、出席者は記載のとおりでございます。

4、協議内容につきましては、

(1)平成30年度福島県下農業委員会大会への参加について一般社団法人福島県農業会議主催の平成30年度福島県下農業委員会大会へ農業委員及び農地利用最適化推進委員で参加することを決定した。

日時、平成30年11月13日火曜日、午後0時30分から午後3時30分

場所、福島市パルセいいざか

参加者、農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 27 名、事務局職員 2 名。

(2) 平成 30 年度先進地視察研修の実施について、平成 30 年度福島県下農業委員会大会の参加に併せて、南相馬市農業委員会独自の先進地視察研修を実施することを決定した。

日時、平成 30 年 11 月 12 日月曜日から 13 日火曜日の正午まで
研修先、山形県南陽市農業委員会、山形県寒河江市アグリランド産直センター、山形県米沢市道の駅米沢など

参加者農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 27 名、事務局職員 2 名

行程につきましては、次のページのとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第 8、報告第 37 号、農地専門委員会の開催報告についてを議題といたします。農地専門委員会委員長からの報告を求めます。

農地専門委員会委員長 農地専門委員会を開催いたしましたので報告を申し上げます。13 ページをご覧ください。開催日時は、8 月 20 日午後 1 時 30 分より午後 4 時まで、場所は、小高区上根沢、小高区小屋木、原町区下太田、原町区大原地内の 4 力所を現地調査いたしました。出席者は記載のとおりでありまして、内容につきましては、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況について確認をいたしました。13 ページより、各箇所の場所と調査結果を記載してあります。1 番につきましては、2 年目ということでミョウガの栽培を計画して、3 分の 1 くらいは作付したわけですが、作付面積からすると、作業員が不足しているため管理不十分であり、人員を増員して管理するように指導いたしました。次に、2 番につきましては、1 番と同じ会社なんですが、この場所につきましては、本年 10 月に作付を開始する予定でございますので、今は草刈り作業、さらには耕耘をしているようでございます。次に、3 番下太田地区につきましては、4 年目ということで、ようやく今年から収穫が見込まれるようになりました。次に、4 番、原町区大原地内ですが、これもミョウガを栽培する計画で、今年ミョウガ

を定植したわけでございますが、管理の面などで収穫は見込めませんでした。次年度に向けて、全般的に見て下部の営農作付する面積が普通より、少ないかなと思われましたので、その辺を考慮いたしまして、密集するようにして収穫を上げるように指導いたしました。以上でございます。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、報告第38号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第38号についてご説明いたします。議案書の17ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日月等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和52年に亡き夫が農地の一部に越境して住宅を新築し今も使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成5年に農家住宅と農業用倉庫を整備する目的で転用許可を受けておりました。その後、家庭内の諸事情等により住宅等の建築を躊躇していた中で、農地転用許可を受けていない農地の一部に土盛りと砂利敷きを行ってしまいました。また、進入路についても平成5年当時から使用しています。今回、改めて農家住宅と農業用倉庫を建築する計画に伴い、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、報告第39号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第39号についてご説明いたします。議案書の18ページになります。今

回3件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第93号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、2番利用権設定関係の整理番号6番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、北山農地利用最適化推進委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号6番の説明を求めます。

事務局 議案第93号の利用権設定関係のうち、整理番号6番についてご説明いたします。議案書の21ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第93号のうち、2番利用権設定整理番号6番について説明いたします。議案書21ページになります。内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料について、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 北山委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

議 長 再開をいたします。事務局から議案第93号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第93号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の19ページから21ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第93号のうち、残りすべてについて説明いたします。議案書20ページから21ページになります。今回、所有権移転が3件、利用権設定10件となっております。内容については記載のとおりとなっております。また、賃料等については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 17番委員。

17番委員 参考までにお聞かせください。利用権設定なのですが、8番から11番まで、設定期間が6年になっていますが、大規模ほ場整備事業や中間管理機構等に関係あるので6年という形をとったんでしょうか。

議 長 農政課担当職員。

農政課担当 整理番号8番から11番についての始期・終期の関係について、借り手のほうに確認をとりまして、基本は10年ということで話をしたのですが、今後基盤整備等の予定もあり、基盤強化法に基づいて6年間ということでやらしてほしいという話がありましたので、平成30年から平成36年までの6年間という設定となっております。

議 長 17番委員。

17番委員 はい、わかりました。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第94号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の22ページから23ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第94号について説明いたします。議案書23ページとなります。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りを行うものであります。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第95号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の24ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願出が1件ございます。取消をする理由ですが、譲渡人が当初1筆すべてを譲り渡すつもりでございましたが、分筆し自己所有地の隣接する一部を引き続き耕作することにしたいため、許可を取り消すものです。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 4、議案第 9 6 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第 9 6 号についてご説明いたします。議案書の 2 5 ページから 2 7 ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 5、議案第 9 7 号、農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 9 7 号についてご説明いたします。議案書の 2 8 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農家用住宅を建築する目的で転用許可を受けましたが、改めて建築する住宅等の土地利用の見直しに伴い、一部について許可の取消をするものです。議案第 9 8 号申請番号 1 番関連の案件です。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 9 8 号、農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 8 号についてご説明いたします。議案書の 2 9 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、農家用住宅を建築する目的で転用許可を受けておりますが、改めて建築する住宅等の土地利用の見直しに伴い、事業計画を変更するものです。報告第 3 8 号整理番号 2 番、議案第 9 7 号申請番号 1 番、議案第 9 9 号申請番号 2 番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、1 6 番委員。

1 6 番委員 議長、議案第 9 9 号 2 番との関連もございましたので、後ほどの報告でよろしいでしょうか。

議 長 はい、よろしいです。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 7、議案第 9 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 9 号についてご説明いたします。議案書の 3 0 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については報告第 3 8 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。続きまして申請番号 2 番については、報告第 3 8 号整理番号 2 番の追認を得るための案件であり、議案第 9 8 号申請番号 1 番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第99号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第38号整理番号1番の関連案件となります。案内図は3ページとなります。所在、申請事由は、記載のとおりです。去る9月15日午後4時、代理人立ち会いのもと、現地を調査してまいりました。立地基準、一般基準ともに基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、16番委員。

16番委員 議案第99号申請番号2番についての調査を行いましたのでご報告を申し上げたいと思います。なお、議案第97号申請番号1番及び議案第98号申請番号1番との関連さらに、報告第38号整理番号2番とも関連いたしますので、併せてご報告を申し上げたいと思います。9月15日午前10時から申請人立ち会いのもと、調査の実施をしております。案内図は1ページであります。この申請地は平成5年2月に申請をして、4月にその許可を受けており、実は私が小高町時代の農業委員をやっているときに、たまたまここを調査した経緯がございます。その後、なかなか住宅が建てられないまま経過したという思いはしておりました。申請人からいろいろ話を聞いてみますと、お父さんが亡くなったり、家庭内の事情があったり、さらに震災の影響もあり、住宅建築がされないまま現在に至っております。現在は仮設住宅のほうに入居しております。平成5年に許可を受けていた進入路が、議案第97号許可の取消願いが出ているところでありまして、県道の拡幅工事の際、道路縁石を設置するにあたって、2つ進入路があって、別段、東側のほうが進入路でも問題ないだろうという県の判断で、ここが閉鎖された経過がございます。本人もその当時の事情よくわからないまま、現在に至っていたようであります。本人から詳しく聞き取りを行い、さらには、現地の確認調査をし、先ほど申し上げた平成5年4月に許可を得た607㎡の内81㎡の転用を取消、新たに473㎡を転用申請し、合計999㎡として農家住宅、倉庫さらには駐車場を建設するための申請でございます。先ほど申し上げましたように、仮設住宅に入っております。来年3月には退去しなければならないといったことの中、この申請地に住宅を建設決断をしたそうであります。結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員各位の慎重な審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第100号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の31ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、申請があった案件につきまして補足を要する案件はございませんでした。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第100号申請番号1番についての調査の報告をいたします。去る9月17日午前9時から受人立ち会いのもと、調査を行いました。所在から申請事由は記載のとおりです。ほかの土地も探したそうですが、値段が高く、現在住んでいる家のすぐ前の畑に、親と別に自宅を建てたいような理由でした。特に問題点はなく、一般基準、立地基準ともに満たしていると考えられますので、皆さんのご判断をよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第101号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の32ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。住宅を建替えるに当たり現在の進入路として使用している通路では、建築確認許可がおりないことから、新たに市道から宅地への進入路を設置するため、必要な転用申請をするものです。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第101号申請番号1番について報告いたします。9月14日午前11時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は4ページでございます。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、一般基準も、立地基準も問題ありませんので、ご報告いたします。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第102号現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第102号申請番号1番についてご説明いたします。議案書33ページとなります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。今回、申請のありました、農地1筆につきまして、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、15番委員から報告をお願いいたします。

15番委員 議案第102号現況確認証明申請についてであります。申請番号1番、現地案内図は5ページであります。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。現地確認は平成30年9月5日午後1時30分から午後1時50分まで、立会人は申請人代理人行政書士、事務局職員、1番委員、11番委員、私と合計5名で現況の調査をいたしました。判定結果でございますが、非農地と判断いたしました。判断理由について、土地の利用状況及び経過を調査した結果は、次のとおりであります。申請人からは、土地を平成11年に相続により取得いたしました。平成23年3月に発生した福島第1原子力発電所事故以来、風評被害を懸念しまして、農作物の耕作を中止している間に、一面に竹や樹木が繁茂いたしました。当該土地は袋地であり、道路からの進入道もない。平成23年3月までは、

申請人が道路から東に所在する賃貸住宅の住居者用の駐車場を通行して出入りしていました。しかし、現在は同駐車場と当該土地の境界にフェンスが設置され、出入りすることは困難となりました。また、土地の西側隣接地には道路と接する月極駐車場があるが、その境界付近は1m近くの高低差があり、当該土地への進入路として不適であります。さらに、南側の隣接地は道路と接していないようであります。以上のとおり、上記の土地は、袋地で耕作のための人の出入り、及び農業用機械の搬入が著しく困難であります。加えて、上記土地の一面に高さ10メートル前後の竹が生い茂り、農地に復元できる状況にはなく、農地として継続して耕作出来る見込みのないことから山林と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第21、議案第103号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。当日配付議案書の2ページから3ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては、平成29年8月17日開催定例総会の議案第94号申請番号10番のものです。一般住宅の建築及び駐車場を整備する目的で許可を受けましたが、許可後に、申請地以外の土地に住宅の建築を行うこととなり、申請地に住宅建築の必要がなくなったため、取消を行うものです。続きまして申請番号2番につきましては、平成29年8月17日開催定例総会の議案第94号申請番号11番のものです。こちらも一般住宅の建築及び駐車場整備する目的で許可を受けましたが、許可後に、申請地以外の土地に住宅の建築を行うこととなり、申請地に住宅建築の必要がなくなったため、取消を行うものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので原案のとおり、決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告 8 件並びに議案 1 1 件、合わせて 1 9 件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の 9 月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後 2 時 2 0 分

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 9 月 1 8 日

議事録署名人 (1 8 番・ウシワタ タカオ)

⑩

議事録署名人 (2 番・タキザワ ショウジ)

⑩

議事録署名人 (3 番・タケダ ユキトシ)

⑩